



## 交通事故などに遭ってしまったら……

交通事故でケガをし、加害者がいる場合、そのケガは第三者行為として、加害者が補償することとなります。

交通事故に限らず、他の第三者行為(けんか、物の落下によるケガ等)についても同様です。

第三者行為によるケガで医療機関を受診する場合であっても、組合員証または組合員被扶養者証（以下、「組合員証等」という。）を使用することはできますが、損害賠償申告書等（所定の様式）を提出していただく必要があります。

第三者行為によるケガの治療で組合員証等を使って医療機関を受診した場合、共済組合は、被害を受けた組合員又は被扶養者に代わって、相手方に対し、共済組合が負担した医療費を請求する権利（代位請求権）を取得します。

つまり、組合員及び被扶養者の皆様が、加害者側と不利な示談をすると、医療費を相手方に請求できず、組合員ご本人様へ負担していただかなければならぬこととなりますので、示談をする際は、十分ご注意ください。

万が一、交通事故などに遭ってしまい、組合員証等を使って医療機関を受診する際は、所属所共済組合事務担当課にご連絡をお願いします。